

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビン・水銀を含むごみは指定袋で出してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
12/1	水	浜改田
2	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
3	金	立田
4	土	田村
6	月	十市(南部)、天行寺、成合
7	火	片山、里改田
8	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
9	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
10	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
11	土	篠原、明見
13	月	下啗内、物部、久枝(開田)
14	火	稲生
15	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
16	木	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
17	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
18	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
20	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
21	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
22	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
23	木	久礼田、植田
24	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
25	土	十市(北部)、緑ヶ丘
27	月	国分、比江、左右山、岩村
28	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
年末年始(12月31日㊟～平成23年1月3日㊿)はお休み		
1/4	火	片山、里改田、田村
5	水	浜改田、十市(南部)、天行寺、成合
6	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
12月6日・20日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
12月7日・21日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
12月1日・15日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
12月13日・27日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
12月14日・28日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ北)、岩村、下啗内
12月8日・22日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
1月4日・18日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
12/1	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
2	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
3	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
4	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
6	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
7	火	領石、植野、久礼田、植田
8	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
9	木	立田、田村
10	金	後免町、野田
11	土	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
13	月	十市(南部)
14	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
15	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
16	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
17	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
18	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
20	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
21	火	領石、植野、久礼田、植田
22	水	稲生
23	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
24	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
25	土	国分、比江、左右山、北小籠
27	月	下啗内、物部、久枝(開田)
28	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
年末年始(12月31日㊟～平成23年1月3日㊿)はお休み		
1/4	火	領石、植野、久礼田、植田

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
12月6日・20日 (第1・3月曜日)	天行寺
12月2日・16日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
12月3日・17日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
12月4日・18日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
12月9日・23日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
12月10日・24日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ北)、岩村、下啗内
12月11日・25日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
1月6日・20日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)

年末年始のごみ収集

～年末年始(12月31日(金)から新年1月3日(月))はごみ収集が休みです～

南国市では通常、祝日でもごみの収集を平常どおり行っていますが、年末年始はごみを出さないようにお願いします。

なお、年末年始のごみの収集は次のとおりとなります。この時期は、ごみの量が多く収集に非常に時間がかかる地区も出てきますので、できるだけごみの量を減らすようご協力をお願いします。

可燃ごみの収集		
収集地区	年 末	年 始
月・木の収集地区	12月30日(木)まで	1月6日(木)から
火・金の収集地区	12月28日(火)まで	1月4日(火)から
水・土の収集地区	12月29日(水)まで	1月5日(水)から

*天行寺の年始の収集は1月4日(火)と17日(月)です。

ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集	
収集地区	変更日
田村	1月1日(土)➡1月4日(火)
十市(南部)、天行寺、成合	1月3日(月)➡1月5日(水)

★プラスチック容器包装類の収集は12月30日(木)まで。
年始は1月4日(火)から収集します。



知って得する国民年金

保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内(納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります)に納めましょう。

保険料の納付が困難なときは？

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず市民課年金係で手続きを行ってください。

◎納付が困難なときは？【保険料免除制度】

経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額または一部が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。

◎30歳未満の方は？【若年者納付猶予制度】

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制

度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

◎学生の方は？【学生納付特例制度】

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

保険料免除などの承認された期間(多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除く)は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

※お問い合わせは
市民課年金係(☎880-6555)
南国年金事務所(☎864-1111)まで